

史跡 泉坂下遺跡

整備基本計画

Izumisakashita Site Basic m...ance plan



はじめに

茨城県北西部に位置する常陸大宮市は、北に八溝・久慈山系の山地が連なり、南西端を那珂川、東側を南北に縦断する久慈川が、市域の中央には久慈川支流の玉川と那珂川支流の緒川が南北に流れ、高度に応じた緑豊かな丘陵・台地・低地を形成し、原始・古代からの重要な遺跡が多く残されています。

常陸大宮市泉地区字坂下に位置する泉坂下遺跡は、再葬墓遺跡として初めて平成29年(2017)10月に国史跡に指定されました。また本史跡からは、国内最大の人面付壺形土器を含む壺形土器54点、甕形土器残欠2点、滑石玉5点から成る遺物61点が出土しており、史跡指定と同年の9月に国の重要文化財に指定されています。この史跡を確実に保存し未来へ伝えていくために、その本質的価値と構成要素を明確化し、保存・活用・整備の方針を定めた「史跡泉坂下遺跡保存活用計画」を令和2年に策定した経緯があります。

この度、泉坂下遺跡を整備・活用していくため、保存活用計画に基づき、今後の整備の具体的な方針を定めた「史跡泉坂下遺跡整備基本計画」を令和5・6年度の2か年度をかけて策定しました。今後は、史跡泉坂下遺跡が次世代へ確実に保存・継承されるとともに、歴史学習や郷土学習の場として活用・整備を行い、より多くの人々に親しんでいただけるよう、整備を進めてまいります。

最後となりましたが、本計画の策定にあたり、ご指導ご助言いただきました泉坂下遺跡保存活用整備検討委員会の皆様、文化庁文化資源活用課、茨城県教育庁総務企画部文化課の関係職員の皆様方、全般にわたりご協力いただきました地元の皆様、ほか関係者の皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後ともご指導ご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

常陸大宮市教育委員会

教育長 小野 司寿男

目 次

第 1 章	整備計画策定の経緯と目的	1
第 1 節	計画策定の経緯	1
第 2 節	計画の目的	1
第 3 節	計画の対象範囲及び期間	2
第 4 節	委員会等の開催	3
第 5 節	他の計画との関係	5
第 2 章	計画地の現状	7
第 1 節	常陸大宮市の概要	7
第 2 節	自然環境	8
第 3 節	歴史的環境	12
第 4 節	社会的環境	18
第 3 章	史跡泉坂下遺跡の概要	24
第 1 節	弥生時代の再葬墓遺跡	24
第 2 節	史跡指定	25
第 3 節	発掘調査の成果	28
第 4 節	泉坂下遺跡の管理・活用状況	49
第 5 節	史跡の公開活用のための諸条件	55
第 6 節	整備にかかる課題の整理	57
第 4 章	整備基本方針	62
第 5 章	整備基本計画	63
第 1 節	整備ゾーニングの設定	63
第 2 節	遺構保存計画	70
第 3 節	動線計画	71
第 4 節	地形造成	75
第 5 節	遺構の表現	77
第 6 節	修景及び植栽	81
第 7 節	案内・解説施設	85

第8節 管理・活用施設	88
第9節 周辺文化財との連携	91
第10節 整備事業に必要となる調査等	93
第11節 公開・活用に関する計画	95
第12節 管理・運営に関する計画	97
第13節 事業計画	99
イメージスケッチ	101

例 言

1. 本書は、茨城県常陸大宮市泉字坂下 894 番ほかに所在する史跡泉坂下遺跡の整備基本計画である。
2. 本計画の策定事業は、常陸大宮市教育員会が主体となり、令和 5・6 年度に国庫補助事業として実施した。
3. 本計画は、常陸大宮市教育委員会が原案を作成し、泉坂下遺跡保存活用整備検討委員会での検討を経て、文化庁文化資源活用課及び茨城県教育庁企画部文化課の指導・助言のもと策定した。
4. 本計画の策定に関わる業務は常陸大宮市教育委員会事務局文化スポーツ課が担当し、策定支援業務を株式会社文化財保存計画協会に委託した。

第 1 章

整備計画策定の経緯と目的

第 1 節 計画策定の経緯

茨城県常陸大宮市にある泉坂下遺跡は、弥生時代の再葬墓（遺骨を壺形土器に納めて再び埋葬した墓）が多く営まれたことで知られる遺跡である。平成 18 年（2006）、初めて行われた学術調査（鈴木素行氏）で、再葬墓が確認されるとともに国内最大の人面付壺形土器が出土したことで全国的な注目を集めた。

この調査成果を受けて、常陸大宮市教育委員会は泉坂下遺跡の保存・活用の基礎資料を得るために、平成 24 年度から確認調査に着手した。その結果、弥生時代の再葬墓遺構だけではなく、縄文時代晩期の住居跡、平安時代の住居跡、中世～近世の墓壙など、幅広い時代の遺構と遺物を多数確認することができた。これら第 4 次確認調査までの成果は、平成 28 年 12 月に刊行した総括報告書に掲載されている。

泉坂下遺跡は、弥生時代中期の東日本で特徴的に認められる再葬墓遺跡の様相がよく分かる遺跡として評価されたことから、平成 29 年（2017）10 月に国史跡に指定された。なお、国内最大の人面付壺形土器を含む壺形土器 54 点、甕形土器残欠 2 点、滑石玉 5 点から成る泉坂下遺跡出土遺物 61 点は、同年 9 月に重要文化財に指定されている。

常陸大宮市は、貴重な史跡を適切に保存し確実に後世に継承するため、調査事業以外にも市民や児童向けのシンポジウムや出前講座など教育普及活動を継続的に行ってきた。史跡指定後には説明板の設置、確認調査を第 6 次調査（令和元年（2019））まで実施し、令和 2 年（2020）には指定地の公有化を完了した。これらと同時に保存活用計画の作成を進め、令和 2 年 10 月策定に至った。さらに、常陸大宮市は文化財行政の中長期的な計画としての常陸大宮市文化財保存活用地域計画を作成（令和 2 年 7 月認定）し、泉坂下遺跡及び周辺文化財に対して、重点的に保存活用に取り組む文化財保存活用区域に位置付けた。

このように、泉坂下遺跡は、常陸大宮市初にして唯一の国指定史跡であることから、史跡公園整備に寄せられる市民の期待が大きいことと、常陸大宮市における史跡泉坂下遺跡の保存と活用に関する前提条件も整いつつあることから、令和 5 年度から整備計画の作成に着手した。

第 2 節 計画の目的

史跡泉坂下遺跡整備基本計画（以下「本計画」という）は、弥生時代の再葬墓遺跡である泉坂下遺跡について、地下に埋蔵される遺構・遺物を保存しながら史跡公園として公開活用するために立案する整備基本計画である。泉坂下遺跡をとりまく諸課題を把握し、公園開園までの事業工程を見通しつつ、保存活用の目標に掲げた「みんなの誇りとなる常陸大宮の「顔」づくり」にふさわしい、整備内容の具体化を図るものである。

第3節 計画の対象範囲及び期間

史跡泉坂下遺跡は常陸大宮市泉字坂下にあり、久慈川右岸の標高約20mの低位段丘上に立地する。本計画の対象範囲は、史跡指定地と周辺部を含めた範囲とする。史跡指定地は、再葬墓遺構群が確認されている約6,000㎡の範囲であり、公有化を完了している。周辺部とは、史跡公園として一体的に整備事業を行う、遺構が存在する可能性がある土地と、駐車場等用地であり、公有地と民有地が混在している。

史跡泉坂下遺跡保存活用計画に示した「遺跡内の区域区分図」において、史跡指定地及びその周辺を4つのゾーンに区分しており、そのうちA史跡ゾーン、B未調査ゾーン、D活用ゾーンが史跡公園として整備する対象範囲に該当する(図1-1)。駐車場等用地は、Cゾーンの外周を対象範囲とする。

なお、本計画に基づく史跡泉坂下遺跡の整備事業は、短期・長期に区分して取り組むものとする。短期の目標年次は令和13年度とし、公有地を先行整備して部分開園を目指す。史跡公園の全体完成(長期)は期間を明示しないが、B未調査ゾーンの公有化が実現した段階で速やかに整備できるよう、史跡公園の将来像を見据えて発掘調査等を短期に含めることとする。

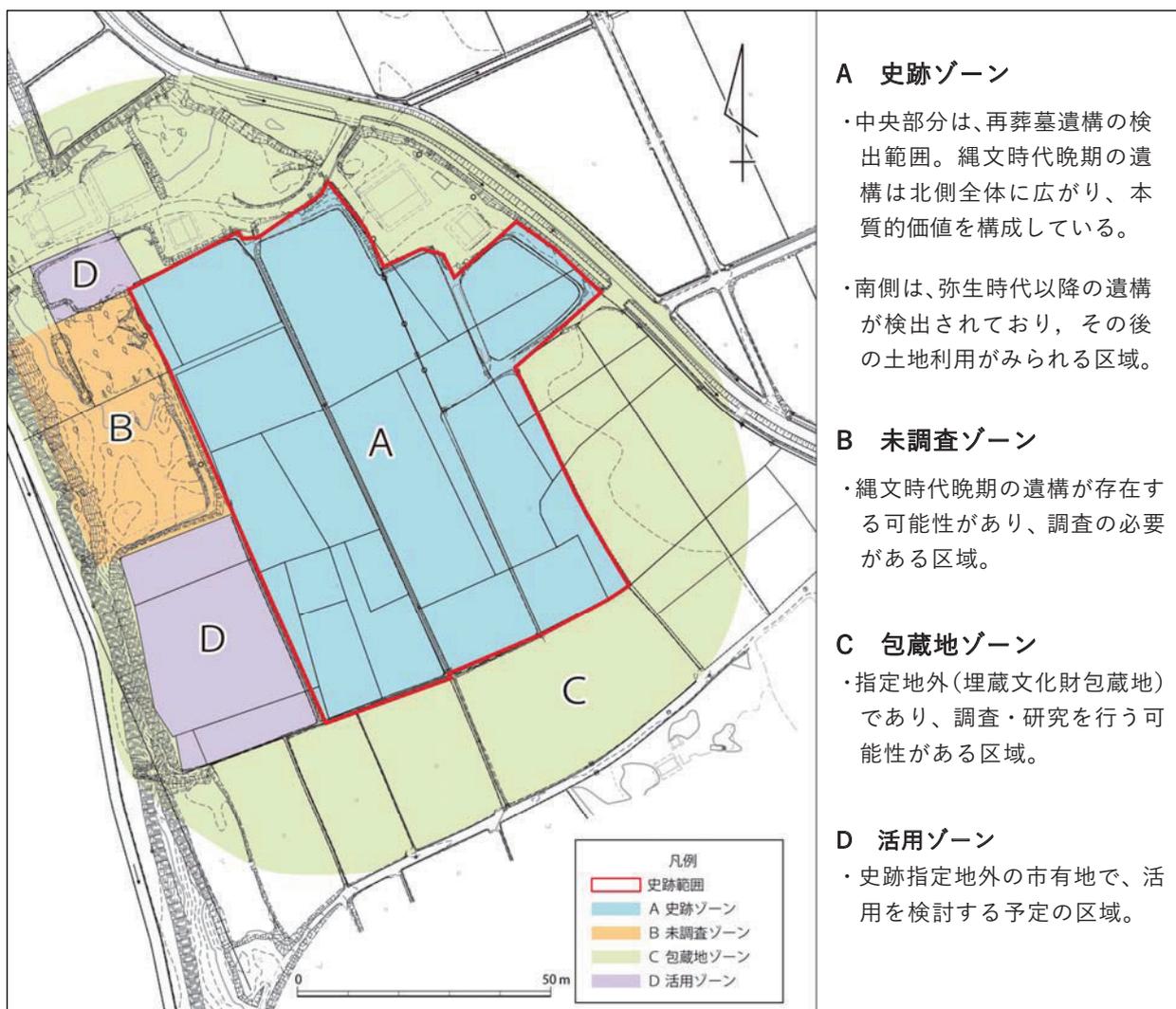


図1-1 計画対象範囲図(参照:史跡泉坂下遺跡保存活用計画「遺跡内の区域区分」)

第4節 委員会等の開催

1. 策定委員会の設置

本計画の策定にあたり、「泉坂下遺跡保存活用整備検討委員会設置要綱」（平成31年4月1日施行）に基づき、泉坂下遺跡保存活用整備検討委員会（以下「検討委員会」という）を設置した。検討委員会は、学識経験者及び教育機関関係者、泉坂下遺跡周辺の地域住民代表者によって構成される。また、文化庁並びに茨城県教育庁をオブザーバーとし、指導・助言を得ながら進めた。

表1-1 常陸大宮市泉坂下遺跡保存活用整備検討委員会設置要綱

常陸大宮市泉坂下遺跡保存活用整備検討委員会設置要綱	
（設置）	
第1条	泉坂下遺跡を適切に保存し、その活用及び整備を検討・運営するため、常陸大宮市泉坂下遺跡保存活用整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）	
第2条	委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。
	（1） 泉坂下遺跡の保護及び保存に関すること。
	（2） 泉坂下遺跡の有効活用に関すること。
	（3） 泉坂下遺跡の整備に関すること。
	（4） その他前3号に掲げる事項の推進に関し必要なこと。
（組織及び委員の任期）	
第3条	委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。
	（1） 学識経験を有する者
	（2） 教育機関関係者
	（3） 泉坂下遺跡周辺の地域住民代表者
2	委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
3	委員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）	
第4条	委員会に、委員長及び副委員長を置く。
2	委員長は、第3条第1項第1号に掲げる者として委嘱した委員のうちから、委員の互選によりこれを定める。
3	副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
4	委員長は、委員会の会務を総理する。
5	副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、会議における職務を代理する。
（専門部会）	
第5条	遺跡の保存技術や調査研究等に関する専門的な検討を行うため、委員会に学識経験を有する委員で組織した専門部会を置く。
（会議）	
第6条	委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その会議の議長となる。
2	委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）	
第7条	委員会の庶務は、教育委員会事務局文化スポーツ課において処理する。
（補則）	
第8条	この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
附 則	
	この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
附 則	
	この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

表 1-2 泉坂下遺跡保存活用整備検討委員会 委員構成

	氏名	所属・役職	分野	備考
委員	川崎 純徳	茨城県考古学協会顧問	学識経験者	委員長
	秋山 信夫	泉坂下遺跡をまもる会会長	地域代表	副委員長
	石川 日出志	明治大学文学部教授	学識経験者	
	相田 美樹男	常陸大宮市文化財保護審議会委員	学識経験者	
	鈴木 素行	常陸大宮市史編さん委員会考古部会長	学識経験者	
	谷口 陽子	筑波大学人文社会系教授 茨城県文化財保護審議会委員	学識経験者	
	藤田 雅久	常陸大宮市立上野小学校校長	教育機関	
	矢花 博之	常陸大宮市立第二中学校校長（～令和6年3月31日）	教育機関	
	関 典由	常陸大宮市立第二中学校校長（令和6年4月1日～）	教育機関	
	瀬谷 修	常陸大宮市泉区長（～令和6年3月31日）	地域代表	
	所 千明	常陸大宮市泉区長（令和6年4月1日～）	地域代表	
オブザーバー	栗生 一行	常陸大宮市根本区長	地域代表	
	岩井 浩介	文化庁文化資源活用課整備部門 文化財調査官		
	齋藤 貴史	茨城県教育庁総務企画部文化課 課長補佐（～令和6年3月31日）		
	齋藤 和浩	茨城県教育庁総務企画部文化課 課長補佐（令和6年4月1日～）		
	栗原 悠	茨城県教育庁総務企画部文化課 主任文化財主事		

2. 審議等の経緯

検討委員会は、令和5年度及び令和6年度の2か年で5回開催し、本計画にかかる審議を行った。常陸大宮市教育委員会は、検討委員会における審議及び現地協議による検討を踏まえ、庁内における所定の手続きを経て本計画を策定した。検討委員会等の開催経過は以下のとおりである。

表 1-3 検討委員会等の経過一覧

名称	日程	審議内容
令和5年度 第1回検討委員会	令和5年8月28日	(1) 史跡泉坂下遺跡整備基本計画の構成 (2) 現地視察 (3) 今後のスケジュール
令和5年度 第2回検討委員会	令和5年11月28日	(1) 主な意見に対する対応状況について (2) 整備のテーマについて 補足：委員会終了後、常陸大宮市歴史民俗資料館視察
令和5年度 第3回検討委員会	令和6年2月26日	(1) 整備のテーマ及び基本方針について (2) 遺跡の表現に関する整備方法の検討
令和6年度 第1回検討委員会	令和6年6月27日	(1) 整備基本計画の中間報告に対する意見について (2) 整備ゾーニングや動線等の検討について (3) 今後の活用事業の検討について
検討会	令和6年10月24日	・検討委員会の委員による現地協議
令和6年度 第2回検討委員会	令和7年2月5日	(1) 整備基本計画案について

第5節 他の計画との関係

本計画は、常陸大宮市の最上位計画である「常陸大宮市総合計画」をはじめ、「第2次常陸大宮市教育振興基本計画」や「常陸大宮市文化財保存活用地域計画」、「史跡泉坂下遺跡保存活用計画」を上位計画とする。

1. 常陸大宮市総合計画「ひたちおおみや未来創造ビジョン」

「常陸大宮市総合計画」（目標年次：令和32年（2050））においては、「人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち」を都市の将来像として掲げ、一人ひとりが自分らしく輝き、誰もが安心して快適に暮らせ、いつまでも活力にあふれ、誇りを持ち続けることができるまちを目指している。

アクションプランである基本計画（令和4年策定）には、市が推進すべき個別施策を体系に沿って具体的に定めており、大綱1「未来を拓き、自分らしく輝くひとを育むまち」において、政策2「生涯にわたって元気に学び合うまちづくり」の施策として「歴史文化遺産の保護・活用と芸術・文化の振興」を挙げている。歴史文化遺産の保護・活用と施設の充実に向けた、具体的な取り組みとしては、泉坂下遺跡や遺物を保存するとともに、展示施設の整備を進めることとしている。

2. 第2次常陸大宮市教育振興基本計画

令和5年3月に策定された第2次常陸大宮市教育振興基本計画は、常陸大宮市の教育の総合的な指針として、学校教育、生涯学習、生涯スポーツなど、教育にかかるすべての施策を体系的に示す計画である。常陸大宮市は平成28年に郷育立市を宣言し、まちづくりの基本に据えていることから、教育施策の基本理念「輝くひとを育むまちづくり」のもと、市民の学びや活動を支援することで、さまざまな世代が交流しながら心豊かに暮らすことのできる環境を整えることが、故郷を愛し故郷を慈しむ「郷育」の推進であると示している。

施策4「歴史文化遺産の保護・活用と芸術・文化の振興」施策の方向1「歴史文化遺産の保護・活用と施設の充実」の項目には、「国指定史跡泉坂下遺跡の整備を進め、適切な保存・活用を図ります。」とある。

3. 常陸大宮市文化財保存活用地域計画

「常陸大宮市文化財保存活用地域計画」（計画期間：令和2年度（2020）から令和9年度（2027）の8年間）は、市内の文化財の保存・活用に関わる取組について、市民や他部署との連携を強化して文化財等を積極的にまちづくりに活かし、「地域プライドの創造」と「文化財の保存・継承」を図ることを目的としている。

この計画は市民と協働した「郷育」に基づく地域資源の保存活用の方針を示しており、泉坂下遺跡の史跡整備の充実・促進もその一つである。また、市域の様々な文化財を有効に保存活

用するための方向性として、複数の弥生時代の再葬墓遺跡を関連文化財群（東日本の弥生時代解明のカギをにぎる再葬墓）に設定するとともに、泉坂下遺跡と周辺の文化財を周遊散歩できる保存活用区域（上野・村田地区 岩崎用水ライン文化財保存活用区域～泉坂下遺跡の周辺散歩で常陸大宮の5000年をタイムトリップ！～）を設定している。

4. 史跡泉坂下遺跡保存活用計画

令和2年10月に策定した史跡泉坂下遺跡保存活用計画は、史跡としての価値を適切に保存し、次世代に確実に伝えていくための基本指針を定めたものである。

保存活用計画には、保存活用の目標と、保存、活用、整備、運営体制の観点から方向性と方法を示している。

■保存活用の目標

みんなの誇りとなる常陸大宮の「顔」づくり

史跡の価値を未来に向けて確実に継承し、弥生時代の再葬墓を中心とした当時の世界観や風習に触れることができる場としての魅力を高め、「郷育」の大きな柱とすることで、より文化的なひとづくり・まちづくりに資する保存活用を目指す。

■基本方針

調査研究	調査研究は適切な保存活用事業推進の根幹と位置づけ、着実に継続する。
保 存	再葬墓遺構等の確実な保存管理を行うとともに、それを取り巻く歴史的環境・自然的景観を一体的に保全する。 ・遺構や出土品の適切な保存管理、史跡及び周囲の歴史的環境や自然環境の保全を前提として構成要素ごとに保存管理の方法を示した。
活 用	史跡周辺の環境と合わせた、みんなが楽しく学べる場としての活用を目指す。 ・幅広い世代が楽しく学べる場、再葬墓研究の拠点として活用を見据え、歴史学習や郷土教育、ボランティア活動を含む市民活動の場として活用する。 ・市内外の再葬墓の調査・研究を継続し、様々な方法で史跡の情報を発信することで、市民をはじめ他地域・他機関との連携を図る。
整 備	史跡の確実な保全と、来訪者の安全を確保するための整備を行う。 ・保存のための整備については、遺構・遺物の保存のために必要十分な盛土、及び景観や歴史的環境の維持に配慮した整備とする。 ・活用のための整備については、より多くの人々が親しみ学ぶために、周辺に存在する文化財との一体的な整備やデジタル技術を効果的に活用した整備を行う。
運営体制	政策間連携と市民協働による体制づくりを目指す。 ・庁内関係部署と連携した運営を行うとともに、研究者や研究機関、学校、市民・企業など民間との協力体制の構築を目指し、担当部署への専門性の高い調査研究担当の配置や、他部署との連携の強化、及び委員会等を組織しての多様な組織・個人との連携を推進する。

第2章 計画地の現状

第1節 常陸大宮市の概要

泉坂下遺跡が所在する常陸大宮市は、茨城県北部に位置し、常陸太田市、那珂市、城里町、大子町、栃木県と接している。東西約20.8km、南北約26.4km、面積は348.45km²で、県内2番目に大きな面積である。市域の大半は標高100～500m程度の八溝山地・阿武隈高地の丘陵・山地帯で、市域の中央からやや東を久慈川が、西部を那珂川が南流している。また、南東部は関東平野北縁の平坦地で、都市的な土地利用や人口の集積が進んでいる。

気候は、比較的小雨低温の関東北部の内陸型で、年間平均気温は約13℃、年間降水量は1,400mm前後、降雪は年間数回程度と過ごしやすい地域である。市域の約17%が農地として利用され、約60%が森林原野である。南東部の河川の流域には水田地帯が開けている。

住民基本台帳に基づく令和6年(2024)4月時点の人口は、約38,000人、世帯数は約17,500世帯である。

交通網は、国道118号・123号・293号及び県道21号常陸大宮御前山線が主要道路であり、中心市街から山方・美和・緒川及び御前山地域へと放射状に延びている。水戸市と福島県郡山市を結ぶJR水郡線が本市を南北に貫いており、中心市街地に常陸大宮駅が立地している。

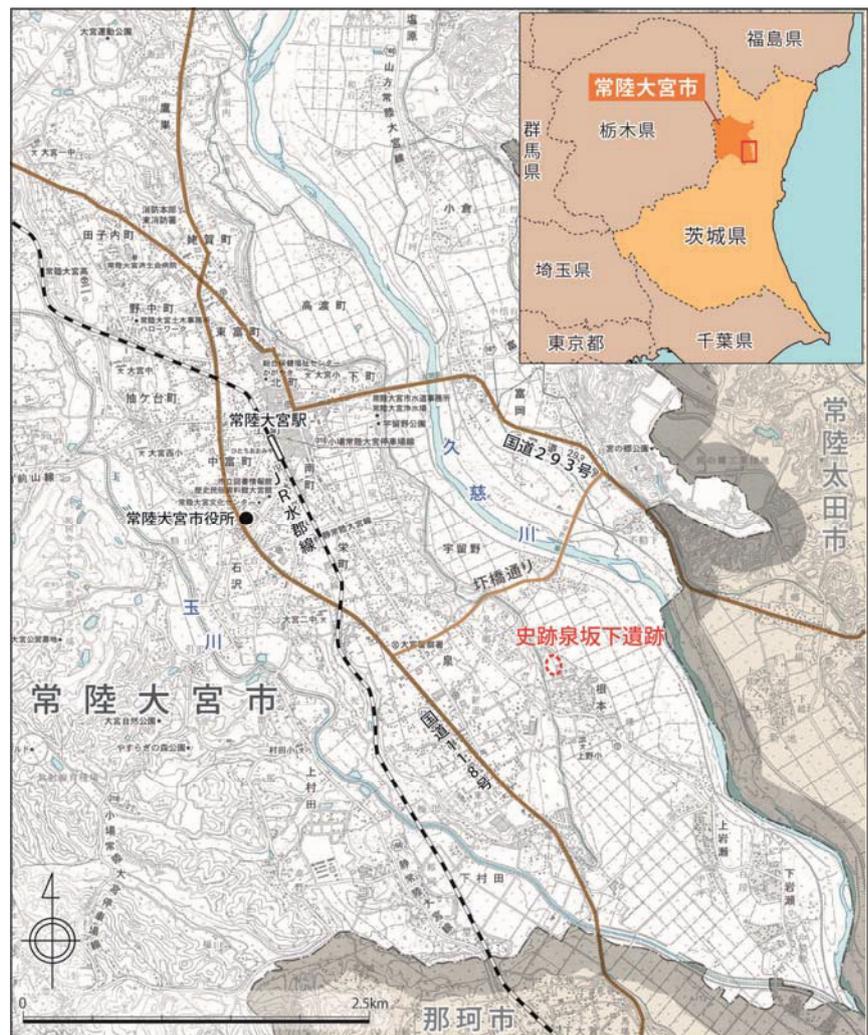


図2-1 常陸大宮市域と史跡泉坂下遺跡の位置

第2節 自然環境

1. 地形・地質

(1) 地形

泉坂下遺跡は、鷲子山塊に連続する那珂台地から東に一段下がった久慈川右岸の低位段丘上に立地し、久慈川から700mほどの位置にある。泉地区の集落が立地する那珂台地は標高50m前後の中位段丘で、泉坂下遺跡は標高22m前後の平坦な低位段丘である(図2-2、図2-3)。河道近くには自然堤防が形成され、北方の自然堤防上には宇留野坪の集落が立地している。

泉坂下遺跡の立地する低位段丘の東側は、久慈川の沖積低地である水田が一面に広がり、低位段丘と沖積低地の比高は2mほどである。泉坂下遺跡の北と南には谷津が入り込み、谷津により区画されて幅50mほどの舌状に張り出した段丘を遺跡の旧地形として推定できる。河川に近い高台に立地する再葬墓遺跡が多い中で、泉坂下遺跡は低地に立地するが、周囲よりはやや高く、河川を望める水が豊富な場所であることは他の再葬墓遺跡とも共通している。この低位段丘は、台地からの湧水に切断されながら、久慈川とその支流玉川の合流点まで南東に大きく展開している。現在、この段丘には根本の集落、さらに南東には上岩瀬・下岩瀬の集落が立地している。

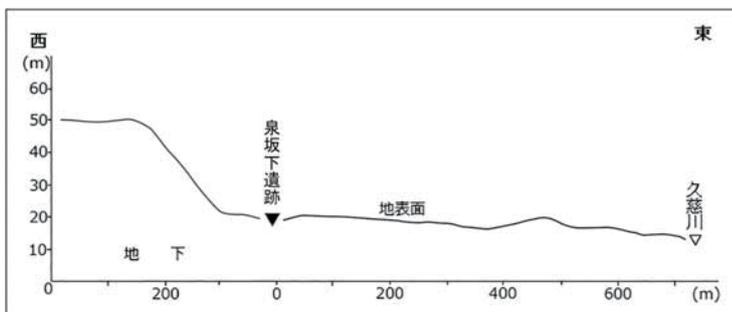


図2-2 泉坂下遺跡を中心とした東西方向の地形断面



図2-3 常陸大宮地域の段丘分布図

1. 第一段丘
2. 第二段丘
3. 第三段丘
4. 第四段丘 (町田、1979の一部を改変)

(2) 地質

泉坂下遺跡は、後期更新世の低位段丘堆積物の上に形成されている。

泉坂下遺跡周辺の地質は、シルト岩を主体とした新生代新第三紀中新世の坂地層(約1,500万年前)が基盤を形成し、その上位には新生代第四紀更新世の久慈川起源の中位段丘堆積物(約15万年～7万年前)、後期更新世の低位段丘堆積物(約7万年～1万8,000年前)、ローム層・表土が順に堆積する。泉坂下遺跡は、この最上部に当たる表土中に存在する。

泉坂下遺跡では、第2次確認調査時にテストピットを掘削し、図2-4の結果を得た。第I層が考古学的視点から見た場合の表土、II層が黒土で遺物包含層にあたる。III～IV層にローム

層が堆積しており、IVF層に砂質シルト層が確認されている。

なお、泉坂下遺跡が所在する「後期更新世の低位段丘堆積物」(図2-5)が形成する微高地は、泉坂下遺跡から南にかけて広がっており、多くの遺跡が所在する。

また、泉坂下遺跡の西側には、台地へとつながる高度30m程度の段丘崖が発達し、難透水層であるシルト岩から構成される坂地層の上位には、透水性の高い第三段丘(中位段丘)が分布する。こうした地形や地質は、段丘堆積物と坂地層の境界部から豊富な地下水の湧出の存在を裏付けるもので、湧出した地下水が段丘崖を流れたと判断される。この現象は、湿地や沼地を伴う低地形成の要因となった上に、近隣での水の入手にも事欠かない環境が縄文時代には既に成立していたと推測される。湿地・沼地の環境の存在は、発掘時に発見されたザリガニ類若しくはカニ類等の甲殻類の巣穴(生痕)の存在(右写真)からも明らかである。



遺構中の甲殻類の生痕
(黄褐色のリングが巣穴の壁)

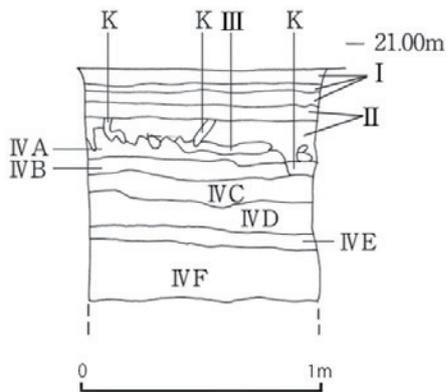


図2-4 テストピット土層図

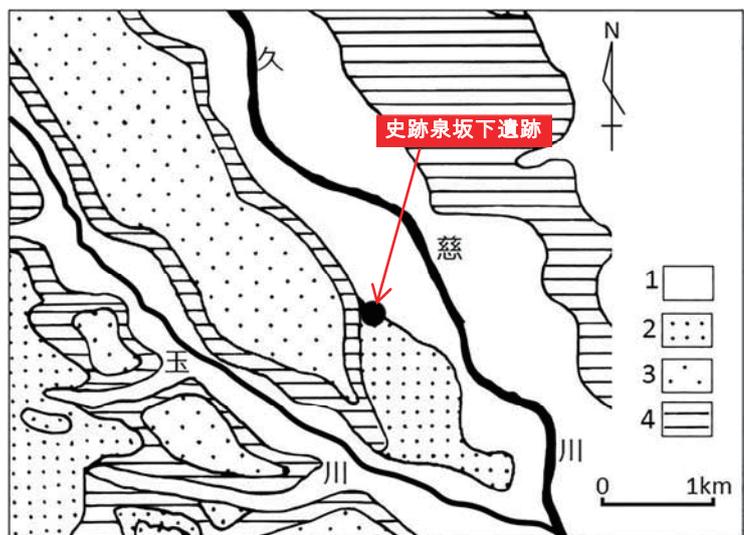


図2-5 泉坂下遺跡と周辺地域の地質図(地質調査総合センター20万分の1シームレス地質図2018を一部改変)

1. 後期更新世～完新世の堆積物
2. 後期更新世の低位段丘堆積物
3. 後期更新世の中位段丘堆積物
4. 新第三紀中新統世坂地層
(久慈川以東では瑞龍層)

2. 動・植物

(1) 動物

泉地区及び根本地区は、かつて河岸段丘からの湧水が豊富で、段丘下の水田とともに、水環境に恵まれ、これらの湧水・水田、水路を利用してさまざまな生物がみられる。

常陸大宮市のかつての農村景観と生物がほどよく残されており、特に素掘り水路とその周辺の水田には、イチョウウキゴケやタコノアシなどの希少な植物、ガムシやコオイムシなどの水生昆虫、ドジョウ、トウキョウダルマガエルやニホンアカガエルなどの両生類などが生育・生

息している。さらに、上空には地上の小動物を狙うオオタカやノスリなどの猛禽類が飛ぶ。

数キロ離れた久慈川上流には、オオムラサキの幼虫やゲンジボタルの大群落が確認されている。

(2) 植生の概要

泉坂下遺跡の周辺地域（常陸大宮市泉、宇留野
 坏、根本、上岩瀬及び下村田の一部）には、久慈
 川の河岸段丘による台地斜面林が長く伸びてい
 る。植生は、台地斜面部ではスギ、ヒノキの植林
 及びそれらにコナラ、シラカシ等の混じった林か
 ら構成されている。斜面の西側には、宅地や畑地
 が続いて畑地雑草群落が見られる。また、斜面
 の下部にはほところどころにマダケの林もある。
 斜面林の東側には、水田が広がり、一部には休耕
 田も見られる。休耕田では水田雑草群落ができて



台地斜面林 泉坂下遺跡東より

いる。泉坂下遺跡に近い久慈川河畔の植生は、
 水害防備目的に植栽された竹林を主体に、オニグルミ群落
 が点在している。

市史編さん委員会自然部会員による現地調査及び既存資料等により確認した絶滅危惧種・注目種は、下記のとおりである。

表 2-1 泉坂下遺跡周辺で確認できる絶滅危惧種・注目種

分類	植物
環境省 絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧	ウスゲチョウジタデ、タコノアシ、キンセイラン、キンラン（4種類）
茨城県 絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧	ウスゲチョウジタデ、オオバクサフジ、タコノアシ、キンセイラン、キンラン（5種類）
注目種 レッドリストに該当しないが、 県内では産地の少ない種。	シノブカグマ、ヒメミズワラビ、ムベ、イタビカズラ、イヌゴマ、アシカキ（6種類）



シノブカグマ（オンダ科）

北海道、本州、四国の高地、屋久島の高地に分布し、ブナ帯から針葉樹林帯の林下に生える。県内では他に大子町、那珂市、水戸市、石岡市等で確認されている。



オオバクサフジ（マメ科）

北海道、本州、四国、九州に分布し、山野の草原や林縁に生える。県内では各地に点々と生える。草地の開発や遷移の進行等で減少している。



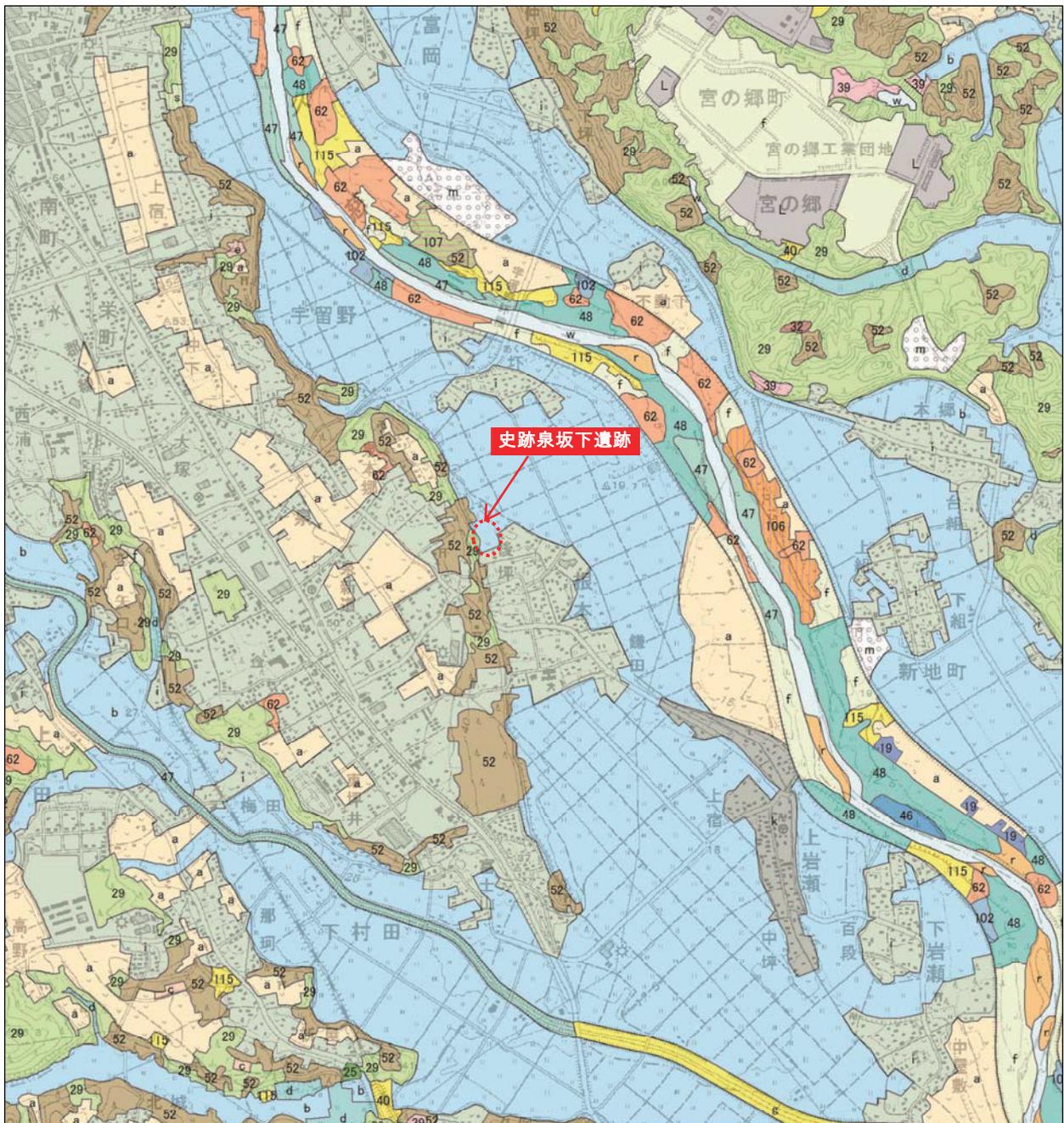
キンセイラン（ラン科）

北海道、本州、四国、九州に分布し、山地の林下に生育する。県内では他に常陸太田市、城里町、大子町等に生育する。森林の伐採等により減少している。



キンラン（ラン科）

本州、四国、九州に分布し、山地や丘陵地の林下に生える。県内各地に生育するが、個体数は少ない。園芸用の採取、森林の伐採等により減少している。



植生図 凡例

凡例 植生図凡例番号, 統一凡例コード, 統一凡例名

- | | | |
|---------------------------|--------------------------|---------------------|
| 102, 180300, オニグルミ群落 (IV) | 47, 470501, ツルヨシ群落 | k, 580100, 市街地 |
| 19, 320100, ヤナギ高木群落 (VI) | 48, 470502, オギ群落 | i, 580101, 緑の多い住宅地 |
| 25, 400100, シイ・カシ二次林 | 52, 540100, スギ・ヒノキ・サワラ植林 | L, 580300, 工場地帯 |
| 29, 410102, クスギ・コナラ群落 | 62, 550000, 竹林 | m, 580400, 造成地 |
| 107, 411400, クサギ・アカメガシワ群落 | g, 560200, 牧草地 | w, 580600, 開放水域 |
| 32, 420101, ヤマトツジ・アカマツ群落 | f, 570100, 路傍・空地雑草群落 | r, 580700, 自然裸地 |
| 106, 430200, メダケ群落 | c, 570101, 放棄畑雑草群落 | s, 580800, 残存・植栽樹群落 |
| 39, 440200, クズ群落 | e, 570200, 果樹園 | |
| 40, 450100, ススキ群 (VII) | a, 570300, 畑雑草群落 | |
| 115, 450101, アズマネザサ・ススキ群落 | b, 570400, 水田雑草群落 | |
| 46, 470400, ヨシクラス | d, 570500, 放棄水田雑草群落 | |

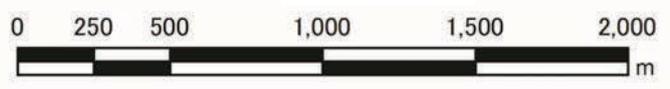


図2-6 泉坂下遺跡周辺の植生図 (出典: 環境省自然環境保全基礎調査)

第3節 歴史的環境

常陸大宮市で周知されている遺跡の多くは久慈川・那珂川の両水系によって形成された河岸段丘から低地にかけて分布し、山間地への分布は比較的少ない。旧石器から近世に至る多様な遺跡が所在しており、以下各時代の主な遺跡をもって概要を説明する。

1. 旧石器時代

久慈川右岸の山方遺跡では、昭和39年(1964)に茨城県内初となる旧石器が発見されており、この時出土した石核は約30,000から28,000年前のもので、現時点においても市内最古の遺物である。

また、那珂川左岸の赤岩遺跡では、礫群3基と石器・剥片集中地点3か所が確認されており、礫群はいずれも大型で、中でも1号礫群は礫数197点、総重量で43kgを超え、高萩市赤浜遺跡を上回る県内最大の事例となった。



市指定考古資料・山方遺跡出土旧石器

2. 縄文時代

縄文時代の遺跡は市内に多く所在し、調査例も多い。中期では、那珂川流域の西塙遺跡、赤岩遺跡、三美中道遺跡、滝ノ上遺跡、高ノ倉遺跡などで、多数の竪穴住居跡や数百に及ぶ袋状土坑群が確認されるなど、那珂川左岸段丘上に大規模な集落跡が立地していたことを示す調査事例が近年累積している。

このほか特筆されるのは、久慈川支流玉川の左岸段丘上に広がる坪井上遺跡(図2-9:005)である。泉坂下遺跡の南方約1.2kmに位置する坪井上遺跡は、平成5・8年度(1993・1996)の2度にわたり調査が行われ、竪穴住居跡19軒、袋状土坑75基が確認された中期の集落跡であり、1遺跡から8個の硬玉製大珠が出土していることで特に知られている。糸魚川産の硬玉(ヒスイ)や、中越を中心に分布する馬高式土器片が出土していることから、日本海側との物資の交易が行われていたことが明らかな遺跡である。



滝ノ上遺跡



坪井上遺跡出土
硬玉製大珠



坪井上遺跡出土
馬高式土器

3. 弥生時代

弥生時代の再葬墓遺構は東日本に広く分布するが、久慈川・那珂川流域を中心とした茨城県北部地域では特に分布密度が高い。久慈川右岸の那珂市には、昭和42年（1967）、耕作中に人面付壺形土器が出土したことで知られる海後遺跡が所在し、那珂川右岸の城里町には北方遺跡が所在している。これらに加えて、常陸大宮市内では泉坂下遺跡と同じく久慈川右岸にある中台遺跡、那珂川左岸にある小野天神前遺跡、さらにその上流で令和元年（2019）に発見された宿尻遺跡などがある。

茨城県北部地域とその周囲に分布する、再葬墓遺跡を含む弥生時代中期前半の遺跡が図2-7・表2-2である。これらの中には、現状においては性格のよくわからない

遺跡が含まれるものの、再葬墓が営まれた同時代の集落跡は確認されていない。

弥生時代後期になると、泉坂下遺跡の南方約1.5kmの上岩瀬富士山遺跡（図2-9：030）や、那珂川支流緒川右岸の山根遺跡などで、後期後半十王台式期の集落跡が確認されている。



図2-7 茨城県北部及びその周辺の弥生時代中期前半の遺跡（『泉坂下遺跡の研究』鈴木素行編 2011 第122図に加筆修正）

表2-2 茨城県北部及びその周辺の弥生時代中期前半の遺跡（泉坂下遺跡Ⅴ 第2表に加筆修正）

番号	遺跡名	所在地	番号	遺跡名	所在地
1	泉坂下遺跡	茨城県常陸大宮市	12	坂口遺跡	茨城県常陸太田市
2	崖の上遺跡	福島県棚倉町	13	大塚遺跡	茨城県那珂市
3	中萩平遺跡	福島県棚倉町	14	森戸遺跡	茨城県那珂市
4	三枚畑C遺跡	栃木県那珂川町	15	籠内遺跡	茨城県那珂市
5	滝田内遺跡	栃木県那珂川町	16	海後遺跡	茨城県那珂市
6	箕ノ輪遺跡	栃木県茂木町	17	小場遺跡	茨城県高萩市
7	中台遺跡	茨城県常陸大宮市	18	明神越遺跡	茨城県日立市
8	小野天神前遺跡	茨城県常陸大宮市	19	十王堂遺跡	茨城県日立市
9	宿尻遺跡	茨城県常陸大宮市	20	大沼遺跡	茨城県日立市
10	北方遺跡	茨城県城里町	21	北原遺跡	茨城県筑西市
11	瑞龍遺跡	茨城県常陸太田市	22	女方遺跡	茨城県筑西市



小野天神前遺跡（出典 1977 茨城県立歴史館「学術調査報告書1 茨城県大宮町小野天神前遺跡〈資料編〉」）

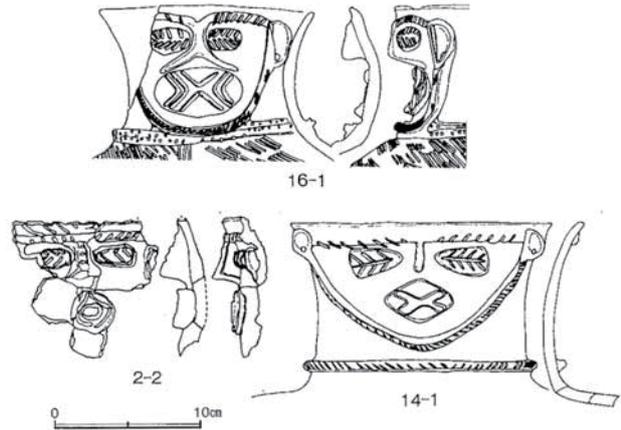
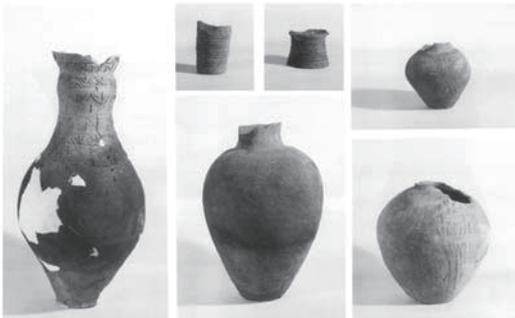


図 2-8 小野天神前遺跡出土人面付土器（出典 1977 茨城県立歴史館「学術調査報告書1 茨城県大宮町小野天神前遺跡〈資料編〉」）



中台遺跡出土遺物（出典 1991 茨城県立歴史館「茨城県資料 考古資料編 弥生時代」）



宿尻遺跡 再葬墓

4. 古墳時代

古墳時代では、梶巾遺跡等で集落跡が確認されているほか、古墳も多く所在している。中でも、泉坂下遺跡の南方約 1.5km に所在する富士山古墳群（図 2-9：026）にあった富士山 4 号墳は前期の前方後方墳で、茨城県内で最も古い古墳の一つと考えられている。中期古墳としては、同じく富士山古墳群の全長 60m の五所皇神社裏古墳、糠塚古墳群の全長約 70m と推定される糠塚古墳といった前方後円墳が所在している。後期古墳としては、一騎山古墳群（図 2-9：027）が知られ、中でも 4 号墳は 6 世紀前半の小規模な前方後円墳で、人物・動物等の形象埴輪や円筒埴輪が出土している。このほか岩崎古墳群、鷹巣古墳群等があり、これら古墳はおおむね久慈川右岸またはその支流玉川兩岸の段丘上に立地するが、その例外として、岩崎古墳群及び富士山古墳群の丸山古墳は、久慈川の低位段丘面に立地する。また玉川左岸には、雷神山横穴群等の横穴墓も所在している。

5. 奈良・平安時代

奈良・平安時代の遺跡は、時代別としては最も多く市内に所在し、集落跡の調査例も多い。県内有数の大規模集落として知られるのは、久慈川右岸の段丘上標高 55m ほどの上ノ宿遺跡

(図 2-9：117) である。5 次までの調査で確認されたこの時期の竪穴住居跡は計 150 軒を超え、風字硯や耳皿 2 点が出土するなど、この地域の拠点的集落であったと考えられている。

同様に久慈川右岸に所在する北原遺跡では、平成 25・27 年 (2013・2015) の調査で計 108 軒の竪穴住居跡が確認されている。どちらの集落も 9 世紀代に最盛期を迎え、10 世紀に入ると衰退しているなど類似点が多く、久慈川流域の歴史的推移を検証する上で貴重な資料である。



上ノ宿遺跡 墨書土器

6. 中世

中世では、久慈川右岸の部垂城跡 (図 2-9：040)、宇留野城跡 (図 2-9：038)、前小屋館跡 (図 2-9：037)、那珂川左岸の長倉城跡、野口城跡、小場城跡等に代表される城館跡が市内各地に点在している。これらは、中世にこのあたりを支配下においていた佐竹一族が築いた城館であり、度重なる一族の内乱や外敵との争いの舞台となったものの、慶長 7 年 (1602) の佐竹氏の秋田移封に伴い、いずれも廃城となっている。

なかでも前小屋館跡は、本郭が泉坂下遺跡の北西約 500m、宿は泉坂下遺跡の西約 100m という至近距離に所在し、館の範囲の南限と考えられる字「下ノ寺」に至っては、比高 30m ほどの段丘崖を隔てるのみである。泉坂下遺跡の確認調査で見つかった中世墓壙や区画溝が機能した時期は、前小屋館の存続期間と概ね重なるものと考えられるため、前小屋館の存在により、泉坂下遺跡の景観は大きく変わったものと考えられる。

加えて、その本郭跡である字「上ノ寺」に現在も残る真言宗寺院の種生院は、弘法大師関連の伝承が残り、「泉の観音様」として近在の信仰を集めていた。前小屋館が廃された後も、ここは引き続きこの地域の心の拠り所であり続けたようである。

また、佐竹一族の出といわれる室町時代後期の画僧・雪村周継は、常州部垂の村田郷 (現在の常陸大宮市下村田) の生まれと伝わる。水墨画を大成した雪舟の画法を学び、多くの名画を残した雪村が、その絵筆を洗ったという伝承のある雪村筆洗いの池は、泉坂下遺跡の南方約 1.3 km のところにある。

7. 近世

江戸時代初期、甲斐の鉾山開発者として測量術や岩盤掘削術にたけていた永田茂衛門・勘衛門親子が中心となって、水戸藩の命により久慈川と那珂川に水戸藩三大江堰が築造された。

泉坂下遺跡のすぐ西を南流するものは、そのうちのひとつ、久慈川の岩崎堰から流れる岩崎用水路である。両河川沿いの沖積低地を水田にすることができたのはこの用水路による成果であり、泉坂下遺跡周辺の景観を豊かな田園風景へと一変させたものと考えられる。現在はコンクリート製となっているが、江戸時代からずっと変わらずに農地を潤し続けている。

表 2-3 泉坂下遺跡周辺の埋蔵文化財包蔵地等一覧

遺跡番号	遺跡名	所在地	種類	現況	時代・時期							
					旧石	縄文	弥生	古墳	奈平	中世	近世	
005	坪井上遺跡	下村田字坪井上 2379	集落跡	畑、宅地、大型店舗		○	○	○	○			
011	宮中遺跡	字大宮 1490-1	集落跡	宅地、畑		○			○			
017	北村田遺跡	上村田字経ノ内 1295-1	集落跡	畑		○			○	○		
019	西坪井遺跡	下村田字西坪井 324	集落跡	畑、宅地			○	○	○			
024	松吟寺古墳群	下町 207	古墳群	墓地				○				
026	富士山古墳群	下村田字富士山東 694	古墳群	山林				○				
027	一騎山古墳群	下村田字一騎山 2350	古墳群	山林、大宮工業高校敷地				○	○			
028	根本古墳群	泉字根本上 666-1	古墳群	山林、宅地				○				
030	上岩瀬富士山遺跡	上岩瀬字下地内 589-7	集落跡	山林			○	○	○			
035	根本遺跡	泉字宮南 809-1	集落跡	畑					○			
037	前小屋館跡	泉字上ノ寺 76	城館跡	境内、畑、宅地、山林					○	○		
038	宇留野城跡	宇留野字御城 300-2	城館跡	山林、宅地、畑						○		
040	部垂城跡	北町字古城 116	城館跡	学校、宅地、山林、墓地						○		
070	春日神社前遺跡	泉字宮脇 825	集落跡	畑				○	○			
071	堂山A遺跡	下村田字上ノ内 2179	集落跡	畑			○	○	○			
072	前三ヶ尻A遺跡	上村田字三ヶ尻 1806-1	集落跡	畑		○			○			
073	後三ヶ尻A遺跡	上村田字三ヶ尻 1495	集落跡	畑					○			
090	大塚遺跡	宇留野字大塚 1296-1	集落跡	畑		○			○			
094	上宿上坪遺跡	宇留野字上坪 193	集落跡	畑		○		○	○	○		
098	山根遺跡	小倉字天神山 9	集落跡	梅林								
104	岩瀬城跡	上岩瀬字御城 381	城館跡	墓地、宅地、畑		○			○	○		
105	本宮遺跡	下岩瀬字本宮 1390	集落跡	宅地、畑		○		○	○			
107	念仏塚	下村田字久保田 168	経塚	畑								○
110	堂山B遺跡	下村田字芳ノ入 2260	集落跡	畑					○			
111	高野A遺跡	上村田字仲丸 2083	集落跡	畑					○			
112	高野B遺跡	上村田字仲丸 2072	集落跡	畑					○			
115	北村田B遺跡	上村田字経ノ内 1312	集落跡	畑					○	○		
116	松吟寺遺跡	下町字搦 189	集落跡	畑、宅地、墓地		○			○	○		
117	上ノ宿遺跡	宇留野字見光前 3070	集落跡	畑、宅地		○			○	○		
118	仲下遺跡	宇留野字久弥 374-1	集落跡	畑、宅地		○		○	○	○		
119	駄木所遺跡	泉字駄木所 303-2	集落跡	畑					○			
120	泉坂下遺跡	泉字坂下 917-1	集落跡	宅地、水田		○	○	○	○	○		
121	根本後坪遺跡	根本字後坪 618	集落跡	畑、宅地					○			
122	念仏塚遺跡	下村田字久保田 167	集落跡	畑				○				
123	上高作遺跡	上村田字上高作 361	集落跡	畑、宅地		○			○			
124	六丁遺跡	石沢字六丁 1575-8	集落跡	畑					○			
131	高渡遺跡	高渡町 2458	集落跡	畑、果樹園		○			○			
135	川岸遺跡	上岩瀬字岩井戸 987	集落跡	畑、宅地					○			
136	上岩瀬中坪遺跡	上岩瀬字中坪 320	集落跡	畑、宅地				○	○			
142	富岡七ツ塚群	富岡字上山 2056-1	塚群	山林								○
145	石沢台遺跡	石沢字台 1716-1	集落跡	宅地、畑地、山林、道路		○			○	○	○	
147	根本向井坪遺跡	根本字向坪 183-1	集落跡	畑地、水田				○	○			○
153	小倉館跡	小倉字五所 3133-1 外	城館跡	宅地、畑						○		

遺跡番号	遺跡名	所在地	種類	現況	時代・時期							
					旧石	縄文	弥生	古墳	奈平	中世	近世	
154	高渡館跡	高渡町 2477 外	城館跡	宅地、畑							○	
155	石沢館跡	石沢 1706-3 外	城館跡	宅地、畑地、山林、道路							○	
156	上村田江ノ上遺跡	上村田 1402-1 外	集落跡	宅地、畑地				○	○			
157	下村田新屋遺跡	下村田 1898 外	集落跡、墓地	宅地、水田、畑地、神社			○	○	○			
159	下岩瀬館跡	下岩瀬字中屋敷 859-1 外	城館跡	宅地							○	
160	栄町羽金堂遺跡	栄町字羽金堂 1226-1 外	包蔵地	宅地、畑地		○				○		
市(1)	雪村筆洗いの池	下村田字東坪井 362	市指定史跡	池								
市(2)	甲神社御神木	下町 221	市指定天然記念物	神社敷地内								
市(3)	大げやき	北町 104	市指定天然記念物	宅地								

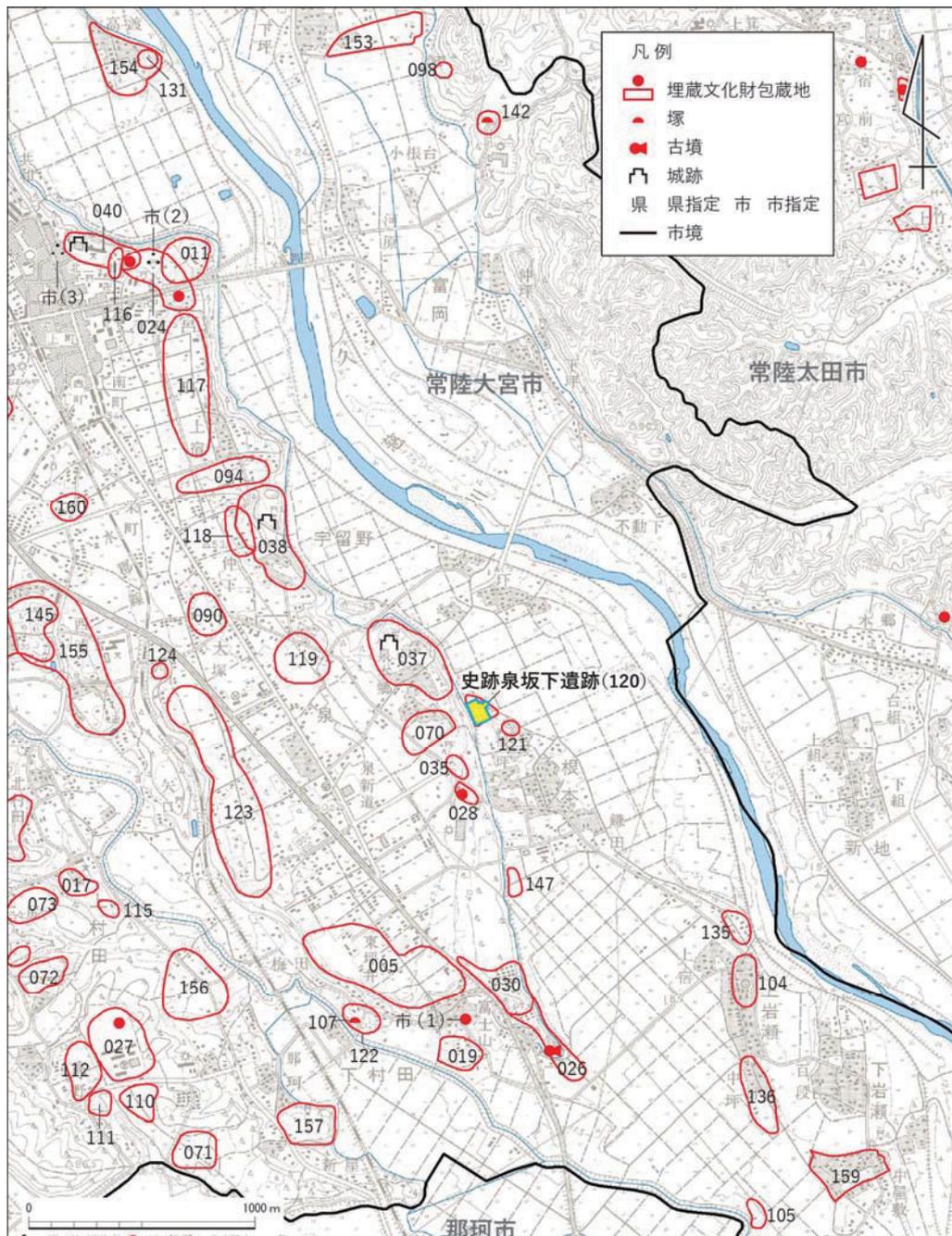


図 2-9 泉坂下遺跡周辺の埋蔵文化財包蔵地等分布図

第4節 社会的環境

1. 人口

令和2年（2020）の国勢調査の結果によると、常陸大宮市の令和2年の人口は39,267人であり、世帯数は15,643世帯である。年齢別人口をみると、60歳代が6,729人と最も多く、次いで70歳代が5,615人である。65歳代以上の人口は全人口の37.8%であり、超高齢社会に突入している。

常陸大宮市は大宮地域、山方地域、美和地域、緒川地域、御前山地域の5つの地域に分かれており、泉坂下遺跡は大宮地域に所在している。本市の常住人口によると、大宮地域の人口は令和6年（2024）4月1日時点において23,495人で、市内で最も人口が多い地域である。それでも、他の地域と同様に一貫して減少傾向にあり、今後も人口減少が予想される。

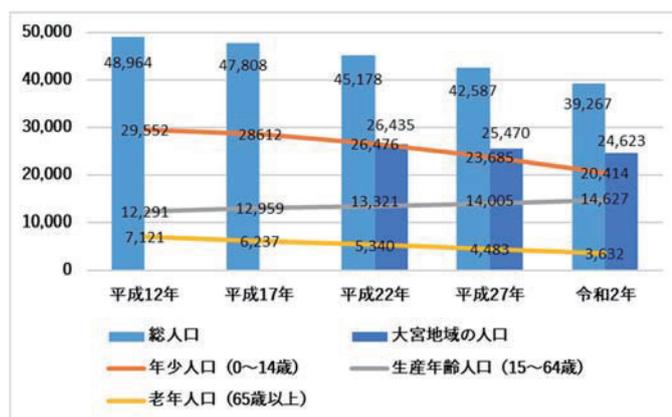


図 2-10 市全域と大宮地域の人口推移 出典：国勢調査
※単位（人） 総計には年齢不詳も含む

2. 産業

本市は、茨城県都市計画マスタープランにおいて周辺の市町に対して広く就業やレジャー・ショッピング等の場を提供する拠点性と魅力を有した「県北山間ゾーンの中核的都市」として位置づけられており、15歳以上の産業就業者の割合は、第1次産業が8.5%、第2次産業が30.5%、第3次産業が61.1%である。物流・産業の拠点としては水戸北部中核工業団地や宮の郷工業団地があり、大規模な店舗を含む商業・業務施設が東富中江幡線（国道118号バイパス）沿道に集積している。

3. 交通

本市の主要道路は、国道118号・123号・293号及び県道常陸大宮御前山線が、中心市街から山方・美和・緒川及び御前山地域へと放射状に延びている。

地域公共交通は、常陸大宮駅と中心市街地を基点として、鉄道（JR水郡線）、路線バス、乗合タクシーを運行している。路線バスは各地区の観光施設や商業施設、病院等と、常陸大宮駅を結ぶ形で運行している。

泉坂下遺跡は、人口が集中する中心市街地から比較的近い位置にあり、国道118号からの距離も近い。ただし、最寄り駅の常陸大宮駅からは、車で10分程度かかり、現段階では路線バス等は付近を通っていない。自家用車か、駅からタクシーでの来訪が一般的であるが、主要道路から泉坂下遺跡に誘導を図る案内標識は未設置で、ルート案内は行っていない。なお、現在常



図 2-11 常陸大宮市全体図



図 2-12 泉坂下遺跡へのアクセスルート

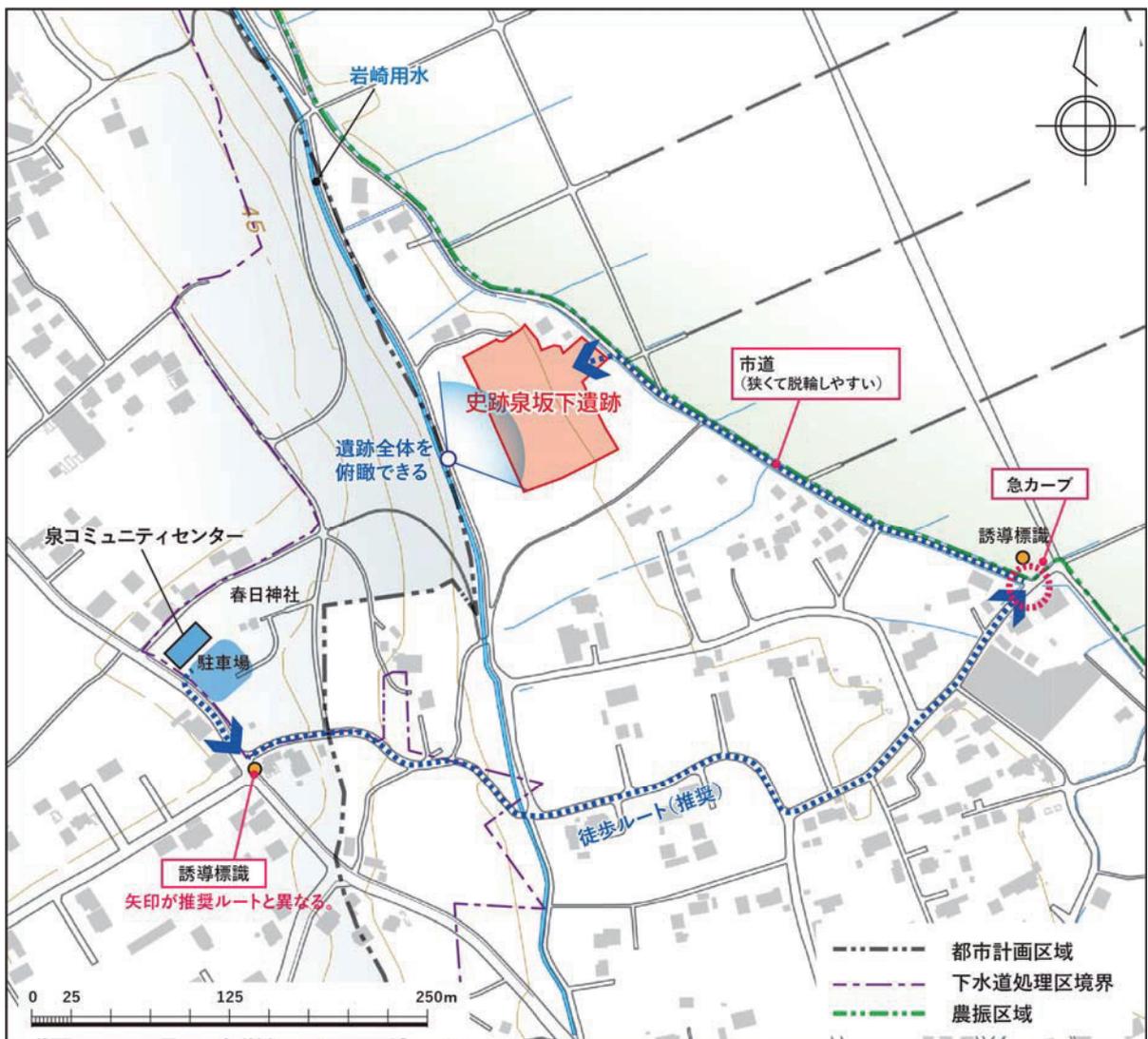


図 2-13 泉坂下遺跡の周辺部

陸大宮駅周辺整備事業が行われており、令和7年に供用開始予定である。

また、泉坂下遺跡の周辺道路は、狭く入り組んだ道や未舗装の農業用道路であり、初めて訪れる人にとっては非常にわかりにくい道筋である。

4. 土地利用

常陸大宮市の南東部に位置する大宮地域は、常陸大宮駅を中心に市街地が形成されている。市街地には、市役所本庁舎のほか、文化センターなどの行政サービスをはじめとする生活関連サービス施設が立地し、また国道118号沿道には商業施設が立地するなど、市の中心的な役割を担う都市的な土地利用が行われている地域である。久慈川沿いの低地は農業振興地域に該当し、農業生産基盤整備事業が行われた農地が広がっている。

泉坂下遺跡の周辺は農地と住宅が混在する集落地であり、大きな開発計画等はなく、東側に眺望が開ける地形である。このため、泉坂下遺跡から久慈川対岸の山並みまで見渡すことができ、周囲に景観を遮る要素が少ない。



史跡泉坂下遺跡と周辺環境

5. 教育・文化施設

本計画に関連する教育・文化施設として、常陸大宮市歴史民俗資料館がある。

常陸大宮市歴史民俗資料館は、常陸大宮駅から徒歩5分の場所に所在している。周辺には市役所や常陸大宮市立図書館、常陸大宮市文化センターがあり、市の中心街に位置している。泉坂下遺跡からは車で10分ほど離れた場所にある。

常陸大宮市歴史民俗資料館では、市の歴史に関する



常陸大宮市歴史民俗資料館

資料や民俗資料などを常設展示しており、泉坂下遺跡の出土品をはじめ、市内遺跡から出土した考古資料も展示している。企画展を随時開催しており、過去には泉坂下遺跡の発掘調査の成果や再埋葬をテーマにした展示を実施した。

また、市内小中学校や市民を対象とした出前講座や、市内小学校の郷土学習に伴う館内案内、体験講座にも対応している。特に、泉坂下遺跡周辺に所在する常陸大宮市立上野小学校、第二中学校に対しては、出前授業を実施するなど、学校教育での活用を重点的に進めている。上野小学校は史跡まで徒歩で10分ほどの場所に位置し、第二中学校は自転車で10分ほどの場所にある（図2-12参照）。

表2-4 常陸大宮市歴史民俗資料館 弥生時代再埋葬関連企画展一覧

実施年	会 期	題 名
平成6年(1994)	10/24 ~ 11/19	企画展『大宮の考古遺物』
平成18年(2006)	2/18 ~ 4/9	臨時企画展『新発見! 泉坂下遺跡出土の人面付土器』
平成21年(2009)	12/15 ~ 2/7	企画展『再埋葬と人面付土器のふしぎ』
平成26年(2014)	10/14 ~ 11/24	企画展『ミッション!! 東日本の弥生時代を解明せよ!』
平成29年(2017)	6/16 ~ 9/3	企画展『重要文化財指定記念』
平成29年(2017)	12/1 ~ 12/10	企画展『泉坂下遺跡 記念シンポジウム企画コーナー』
平成30年(2018)	9/15 ~ 10/21	企画展『国重要文化財指定一周年記念』
令和元年(2019)	9/20 ~ 11/10	企画展『茨城国体開催記念・常陸大宮市市制施行15周年記念』
令和4年(2022)	11/12~12/11	企画展『壺の時代』
令和6年(2024)	11/1~12/15	企画展『弥生の墓』

6. 土地利用等にかかる法規制

(1) 文化財保護法（史跡・周知の埋蔵文化財包蔵地）

泉坂下遺跡は文化財保護法第109条第1項の規定による史跡であり、その現状を変更する行為や史跡の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、同法第125条に基づき、文化庁長官の許可を得なければならない。したがって、開発事業に伴う土木工事だけではなく、史跡の保存活用を目的とした整備の際にも現状変更等の許可申請が必要となる。具体的な現状変更等の取り扱いは、「史跡泉坂下遺跡保存活用計画」に定めている。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等で掘削しようとする場合は、事前に茨城県教育委員会に対し、法第93条に基づく届出、または法第94条による通知を行わなければならない。また、その区域内で掘削を伴う土木工事を行おうとする者に対しては、文化財保護法の遵守をはじめ、文化財を保護するための必要な手続きや措置に対し協力を求めている。

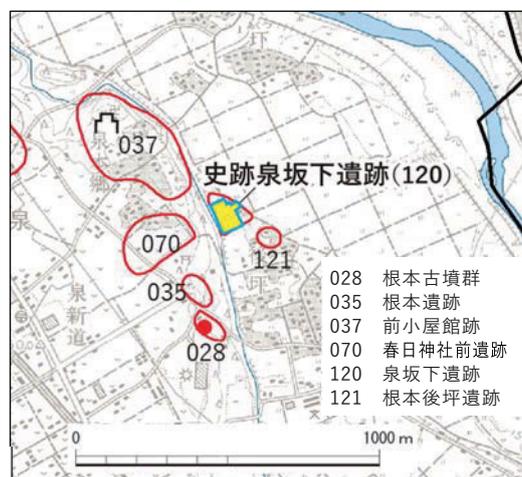


図2-14 埋蔵文化財包蔵地（泉坂下遺跡周辺）

(2) 都市計画法、常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例（都市計画区域外）

常陸大宮市において開発行為をしようとする場合は、都市計画法第29条第1項の開発許可または常陸大宮市土地開発事業の適正化に関する条例第6条第1項の同意が必要になる。本計画範囲は都市計画区域外であることから、3,000㎡以上の土地の区画形質の変更は条例による手続き、10,000㎡以上の土地の区画形質の変更は都市計画法の手続きが必要となる。

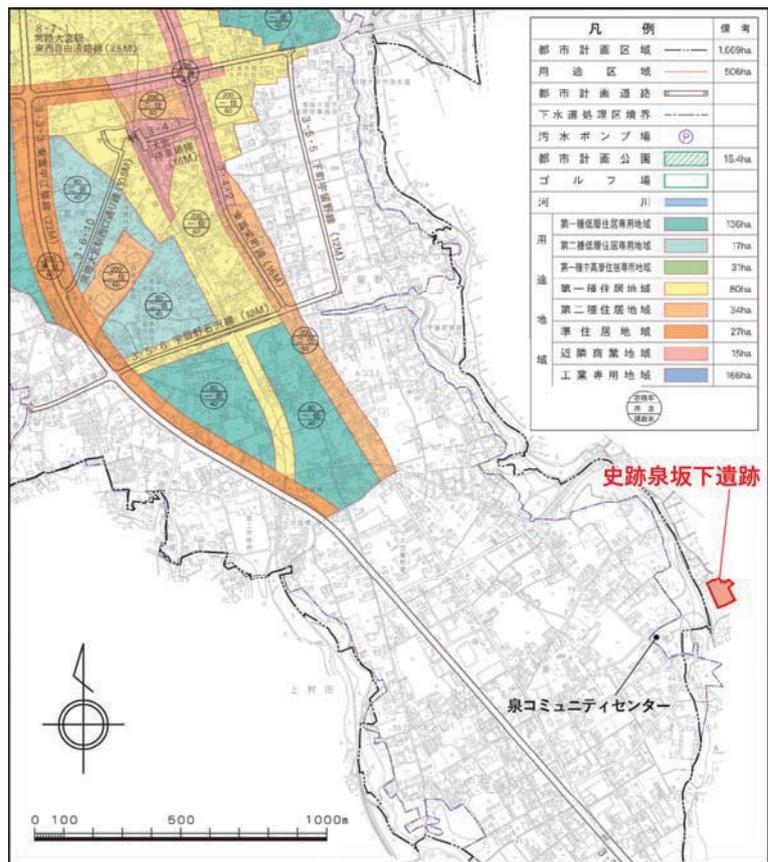


図 2-15 常陸大宮市都市計画図
(泉坂下遺跡周辺)

(3) 農業振興地域の整備に関する法律（農用地区域）

本計画範囲の東側の農地は、農業振興地域の整備に関する法律に定める「農用地区域」に該当する。農用地区域とは、農用地等として利用すべき土地を定めた区域であり、その保全と有効利用を図るため、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置がとられる。

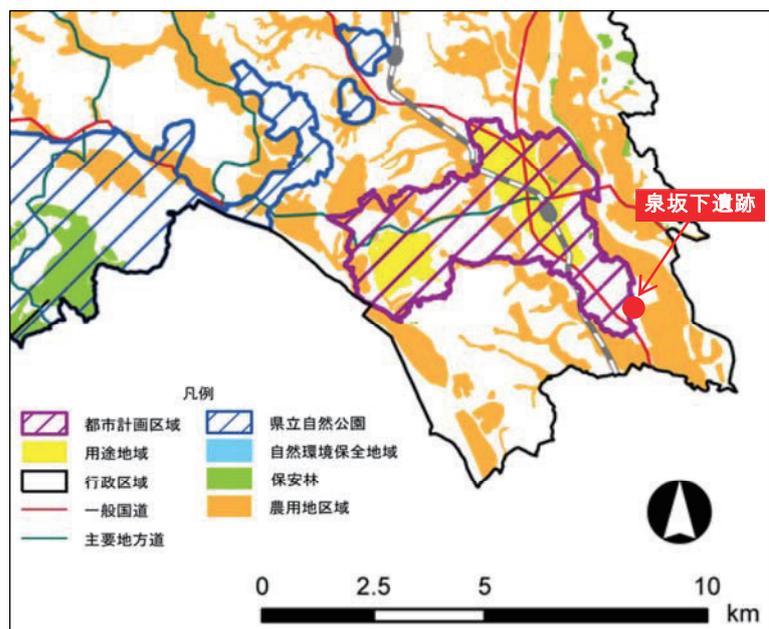


図 2-16 土地に関わる法規制区域図
(「常陸大宮市都市計画マスタープラン」(令和2年3月)に加筆修正)

(4) 茨城県屋外広告物条例（茨城県）

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物（常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの）を掲出するときは、原則として事前に許可が必要となる。屋外広告物を表示しようとする日の30日前に各市町村の担当課に許可申請書の提出が必要である。文化財保護法に基づく史跡の指定地は第1種禁止区域に該当し、原則として広告物を表示し、掲出物件を設置することができない。

(5) 茨城県景観形成条例（茨城県）

茨城県景観形成条例に基づき、大規模な建築など景観に大きな影響を及ぼす行為（大規模行為）の規制誘導を行っている。行為に着手する日の30日前までに市を経由して茨城県知事に届出をする必要がある。ただし、文化財保護法に基づく許可を受けて行う行為は届出の対象から除外となる。

(6) 太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン（茨城県）

太陽光発電施設を設置するにあたり、太陽光発電事業に関する配慮事項や手続き等を定め、設置事業者に対し、良好な景観及び地域住民の生活環境の保全に配慮し、地域住民と良好な関係を保つよう求めている。

(7) 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例（茨城県）

条例施行規則の第5条において、公共の用に供する施設（道路、公園、路外駐車場等）については、公園では出入口、園路、便所等の7項目を対象項目とし、整備基準を定めている。

出入口や園路は、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないことや幅員などの基準が定められている。便所、駐車場、水飲み場、案内板の規定は、建築物の整備基準と同様である。ベンチは1基以上設けることとしている。

(8) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、既存の「宅地造成等規制法」を抜本的に改正した「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が、令和5年5月26日に施行された。茨城県では県内全域（水戸市を除く）において、令和7年4月1日に盛土規制法に基づく規制区域を指定する予定である。